

幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣法の一部改正

内閣官房に置かれる幹部職員（第四の幹部職員に係る職に相当する職として政令で定めるものを占める職員をいう。）の任免は、内閣総理大臣が行うものとするとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。 （第一条関係）

第二 国家行政組織法の一部改正

各省及び各庁（法務省に置かれる検察庁及び防衛省に置かれる特別の機関のうち政令で定めるもの並びに実施庁（公安調査庁を除く。）を除く。）に置かれる幹部職員（庁の長官、事務次官、庁の次長、局長、部長若しくは官房長の職又はこれらの職に準ずる職であって政令で定めるものを占める職員をいう。）の任免は、その省（庁にあっては、その庁の置かれる省）の長である大臣が行うものとするとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。 （第二条関係）

第三 内閣法制局設置法の一部改正

内閣法制局に置かれる幹部職員（内閣法制次長若しくは部長の職又はこれらの職に準ずる職であって

政令で定めるものを占める職員をいう。)の任免は、内閣総理大臣が行うものとするとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。 (第三条関係)

第四 内閣府設置法の一部改正

内閣府(宮内庁、委員会及び警察庁を除く。)に置かれる幹部職員(事務次官、内閣府審議官、局長、部長、官房長、庁の長官、庁の次長、庁の局長、庁の部長若しくは庁の官房長の職又はこれらの職に準ずる職であつて政令で定めるものを占める職員をいう。)の任免は、内閣総理大臣が行うものとするとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。 (第四条関係)

第五 復興庁設置法の一部改正

復興庁に置かれる幹部職員(事務次官の職その他第四の幹部職員に係る職に相当する職として政令で定めるものを占める職員をいう。)の任免は、内閣総理大臣が行うものとするとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。 (第五条関係)

第六 国家公務員法の一部改正

一 第一から第五までの幹部職員を、特別職の国家公務員とすること。

- 二 第一から第五までの改正に伴い、幹部職員の任用等に関する特例の規定、幹部候補者育成過程に関する規定、幹部職員の降任に関する特例の規定等の幹部職員に係る規定を削除すること。
- 三 その他所要の規定を整備すること。

(第六条関係)

第七 自衛隊法の一部改正

- 一 第一から第五までの改正に伴い、幹部隊員の任用等に関する特例の規定、幹部隊員の降任に関する特例の規定等の幹部隊員に係る規定を削除すること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

(第七条関係)

第八 幹部職員の処遇に関する規定の整備等

- 一 第一から第五までの幹部職員の給与、退職手当その他の処遇に関する規定の整備については、別に法律で定めること。
- 二 一のほか、第一から第七までの施行に伴い必要となる関係法律の整備その他必要な事項については、

別に法律で定めること。

(第八条関係)

第九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、第八は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第十 経過措置

- 一 この法律の施行の際現に第一から第五までの幹部職員に係る職に相当する職を占めている者は、この法律の施行の日にそれぞれ当該幹部職員となったものとみなすものとする。ただし、当該幹部職員となるのが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでないものとする。

(附則第二条関係)

- 二 その他所要の経過措置について規定すること。